

(様式1)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 総括表

課等名 文化政策課

No.	法令名	根拠条項	許認可等の内容	基準	期間
01	小田原市民ホール 条例	6-1	施設の使用許可	○	○
02	(同上)	(同上)	施設の使用の変更の許可	○	○
03	(同上)	8	使用料の減免	○	○
04	(同上)	12	特別の設備の承認	○	○

(様式2 表面)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		課等名	文化政策課	No. 01
許認可等の内容		施設の使用許可		
根拠法令及び条項		小田原市民ホール条例第6条第1項前段		
審 査 基 準	関係条項	小田原市民ホール条例第6条第4項		
	基準 (未設定の場合はその理由)	別紙のとおり		
	参考事項			
	設定等年月日	令和3年7月30日設定 (令和 年 月 日最終変更)		
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	1 大ホール、小ホール及び楽屋、スタジオ、練習室、展示室並びにギャラリー回廊の使用について、協議又は抽選により許可を行う場合 30日 (休日は含まない。) 2 上記以外の場合 15日 (休日は含まない。)		
	設定等年月日	令和3年7月30日設定 (令和 年 月 日最終変更)		

(様式2裏面)

審 査 基 準	基 準	
------------------	--------	--

(別紙)

小田原市民ホールの施設の使用許可の申請に対する処分の審査基準

[大ホール、小ホール、楽屋、スタジオ、練習室、展示室、ギャラリー回廊]

- 1 次に掲げる施設の使用について、次の期間に申請があった場合は、次のとおり協議又は抽選により許可を行うものとする。
 - (1) 大ホール（本番使用）、小ホール及び楽屋、スタジオ、展示室並びにギャラリー回廊 使用しようとする日の属する月の12月前の月の初日からその月の10日（これらの日が休館日に当たるときは、その翌日以後最初の休館日以外の日）まで（協議を行い、協議が整わない場合には抽選）
 - (2) 練習室 使用しようとする日の属する月の6月前の月の初日からその月の20日（これらの日が休館日に当たるときは、その翌日以後最初の休館日以外の日）まで（抽選）
- 2 前項各号の申請期間に係る月の末日までの期間は、協議又は抽選のための期間とする。
- 3 次に掲げる施設について、次の期間に申請があった場合は、申請の順により許可を行うものとする。
 - (1) 大ホール（本番使用）、小ホール及び楽屋、スタジオ、展示室並びにギャラリー回廊 使用しようとする日の属する月の11月前の月の初日から使用しようとする日の属する月の1月前の月の初日（これらの日が休館日に当たるときは、その翌日以後最初の休館日以外の日）まで
 - (2) 大ホール（練習使用） 使用しようとする日の属する月の6月前の月の初日から使用しようとする日の7日前の日（これらの日が休館日に当たるときは、その翌日以後最初の休館日以外の日）まで
 - (3) 練習室 使用しようとする日の属する月の5月前の月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日以後最初の休館日以外の日）から当該使用しようとする日まで
- 4 次のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないことができる。
 - (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、市民ホールの管理上支障があると認めるとき。

※ (1)から(3)までに該当する場合を例示すると次のとおり

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
 - ア 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるとき。
 - イ 騒音、異臭など周辺に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - ウ 各種要求大会、決起大会等闘争の場になるおそれがあると認められるとき。
 - エ 指定暴力団等その団体の構成員が集団的に、又は常習的に暴力不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体が使用しようとするとき。
 - オ その団体の構成員が集団的に、又は常習的に反社会的な行動をとることを助長するおそれがある団体が使用しようとするとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - ア 当該使用により建物や付帯設備を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、市民ホールの管理上支障があると認めるとき。
 - ア 使用許可申請に虚偽があると認められるとき。
 - イ 使用許可条件に従わないとき。
 - ウ その他、市民ホールの管理上支障があると市長が認めるとき。

(様式2 表面)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		課等名 文化政策課	No. 02
許認可等の内容		施設の使用の変更の許可	
根拠法令及び条項		小田原市民ホール条例第6条第1項後段	
審 査 基 準	関係条項		
	基準 (未設定の場合はその理由)	市長は、使用の変更の申請があったときは、他の使用者の使用に支障が生じない場合に限り、許可することができる。	
	参考事項		
	設定等年月日	令和3年7月30日設定 (令和 年 月 日最終変更)	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数15日 (休日は含まない。)	
	設定等年月日	令和3年7月30日設定 (令和 年 月 日最終変更)	

(様式2裏面)

審 査 基 準	基 準	
------------------	-----	--

(様式2表面)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		課等名	文化政策課	No. 03
許認可等の内容		使用料の減免		
根拠法令及び条項		小田原市民ホール条例第8条		
審 査 基 準	関係条項	小田原市民ホール条例施行規則第8条第1項		
	基準 (未設定の場合はその理由)	別紙のとおり		
	参考事項			
	設定等年月日	令和3年7月30日設定 (令和 年 月 日最終変更)		
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	1 大ホール、小ホール及び楽屋、スタジオ、練習室、展示室並びにギャラリー回廊の使用について、協議又は抽選により許可を行う場合 30日(休日は含まない。) 2 上記以外の場合 15日(休日は含まない。)		
	設定等年月日	令和3年7月30日設定 (令和 年 月 日最終変更)		

(様式2裏面)

審 査 基 準	基 準	
------------------	--------	--

(別紙)

小田原市民ホール条例及び同条例施行規則の使用料の減免に対する処分の審査基準

[大ホール、小ホール、楽屋、スタジオ、練習室、展示室、ギャラリー回廊]

1 次のいずれかに該当すると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市が主催する事業に使用する場合 通常の使用料を免除
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する市内の児童福祉施設が、当該学校又は施設の行事として文化事業で使用する場合 通常の使用料を免除
- (3) 市が共催する文化事業に使用する場合 通常の使用料の2分の1の額に減額
- (4) 国又は地方公共団体が公用のため、文化事業で使用する場合 通常の使用料の2分の1の額に減額
- (5) 市長が別に定める基準により認定した文化団体が、文化事業で使用する場合 通常の使用料の2分の1の額に減額
- (6) 市内の福祉団体で市が財政援助しているものが、文化事業で使用する場合 通常の使用料の2分の1の額に減額
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、文化事業を行う場合で市長が特に必要と認めるとき市長が定める額の減額又は免除

※ 1(2)から(7)までの文化事業を例示すると次のとおり。

- ア 音楽を主とする事業
- イ 舞台芸術（演劇・舞踊など）を主とする事業
- ウ 伝統芸能（邦楽・謡曲など）を主とする事業
- エ 美術、写真の発表・展示を主とする事業
- オ その他、文化事業として認められるもの

※ 1(3)の市の共催の定義は次のとおり。

- ア 市が使用者と共同で文化事業を開催するもので、その企画、運営に関わっており、1(1)の市が主催している場合と、実質的に変わらないこと。

※ 1(5)の市長が別に定める認定基準は次のとおり。

- ア 主たる活動の場が小田原市内であること。又は、構成員の5割以上が市内に居住、在学、又は在勤する人であること。
- イ 規約を有し、かつ役員について規定があること。
- ウ 自己財源を有し、かつ団体の運営が確実に行われていること。
- エ 営利活動、宗教活動及び政治活動を目的としないこと。
- オ 有償で行われているピアノ教室、バレエスクールなどの教室活動ではないこと。
- カ 設立後1年以上の継続的かつ計画的な活動実績があること。
- キ 市民ホールで過去2年間に1回以上自主公演又は展示会を行っていること。
ただし、令和5年12月31日までに文化団体の認定に係る申請を行った場合の使用実績については、当該認定の有効期間においては、市民ホールに準ずるものとして市長が認める施設を含むものとする。
- ク 小田原市民ホール条例第6条第4項各号の規定に該当しないこと。

(様式2 表面)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		課等名	文化政策課	No. 04
許認可等の内容		特別の設備の承認		
根拠法令及び条項		小田原市民ホール条例第12条		
審査基準	関係条項			
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 使用者は、使用する施設に特別の設備をしようとするときは、市長の承認を受けなければならない。 2 市長は、前項の特別の設備が次の各号に掲げる条件を全て満たすときは、当該特別の設備の承認をするものとする。 (1) 原状回復が可能であること。 (2) 施設や設備を毀損し、又は滅失させるおそれがないこと。 (3) 施設の保守管理等に支障がないこと。 (4) 当該設備の運搬・設置に当たり、他の利用者の支障にならないこと。		
	参考事項			
	設定等年月日	令和3年7月30日設定 (令和 年 月 日最終変更)		
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数15日 (休日は含まない。)		
	設定等年月日	令和3年7月30日設定 (令和 年 月 日最終変更)		

(様式2裏面)

審 査 基 準	基 準	
------------------	--------	--